

**+** 貨物概要

甲が紡織用繊維、本底がゴムからなる履物。  
毛皮製ポンポンの付いた紐飾りが取り付けられているもの。

**+** 分類

関税率表第 6404.19 号 - 1 - （統計番号 6404.19-190）の甲が紡織用繊維、本底がゴムの履物（甲に毛皮を使用したもの）。

**+** 分類理由

甲に取り付けられた紐飾りは毛皮製であり、本品は甲に毛皮を使用したものに該当します。しかしながら、所属する項の決定にあたっては、当該紐飾りは、甲の装飾品と認められることから、関税率表第 64 類注 4 の規定により、甲の面積の計算に際して考慮されません。国内細分は、「甲に毛皮を使用したもの」に該当し、上記の通り分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。  
（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）